

須坂市福祉ボランティアセンターの使用について

- 1 福祉ボランティア活動をする団体等に、無料で開放します。
 - 2 使用を希望する団体は、使用承認申請書を提出してください。(登録制とします。)
 - 3 使用申込み受付は、3か月前からとなります。
 - 4 使用時間は、午前9時から午後10時までです。
 - 5 申込み方法は、直接、使用者が使用台帳に記入するか、電話(214-2994)で申込みをしてください。登録団体または個人に限ります。
 - 6 カギは、社会福祉協議会事務局まで取りに来てください。ただし、土曜日・日曜日・祝祭日の場合には、平日の午後5時15分までに事前に取りに来てください。
(休日・社協時間外の使用後のカギは、社協玄関横のポストへ当日返却)
 - 7 使用後は、次のことにご注意ください。
 - ・ 使用後は、机、椅子を所定の場所に戻し、必ず清掃をしてください。
 - ・ 火気、戸締りには十分注意してください。
 - ・ 冷暖房、換気扇、電気、水抜き忘れのないようご注意ください。
 - ・ 使用時に発生したゴミは必ず使用者がお持ち帰りください。
 - ・ 使用伝票に使用日時、団体名(責任者名)、連絡先等を記入し、所定の場所に入れてお帰りください。
- ※使用後の清掃等が不十分の場合、使用の制限や許可の取消しを行う場合もあります。
- 8 コピー機・印刷機のご使用は、無料開放しておりますが、用紙については、各団体でご用意ください。使用后、各機材の使用簿に団体名・カウント数のご記入をお願いします。
 - 9 節電、節水等にご協力ください。

みなさんが気持ちよく使えますようご協力をお願いします。